4　受験資格　次のいずれかに該当するもの

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「指定大学」という。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者その他３年以上当該学科を修めた者（平成28年３月18日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成28年３月18日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑶　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成28年３月18日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑷　免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、指定大学、指定学校又は指定養成所において２年以上修業したもの（平成28年３月18日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　外国の保健師助産師看護師法第５条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑹　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の終了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成28年３月７日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑺　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の終了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成28年３月７日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑻　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の終了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成28年３月７日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑼　過去に⑹、⑺又は⑻により受験資格を認められた者

⑽　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第８項に規定する者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定大学、指定学校若しくは指定養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、522円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の受験資格の⑴から⑶又は⑽に該当する者が提出する書類　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成28年３月７日（月曜日）午後５時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成28年３月７日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成28年３月18日（金曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは２年以上修業したと判定されたことを証する書面（以下「２修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「２卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成28年３月７日（月曜日）午後５時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は２修業判定証明書若しくは２卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成28年３月７日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成28年３月18日（金曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

㋑　准看護師免許証の写し（都道府県医務主管課又は保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　４の受験資格の⑸に該当する者が提出する書類　看護師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の受験資格の⑹から⑼に該当する者が提出する書類　看護師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

この場合、看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した者にあっては、平成28年３月７日（月曜日）午後５時までに看護師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。